

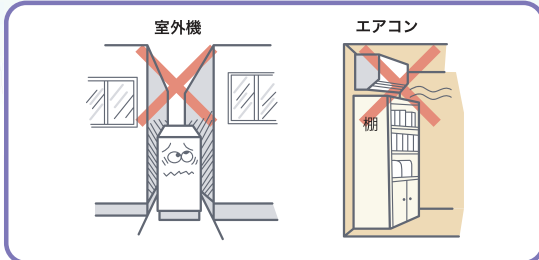
冷凍・冷蔵・空調機器をお使いの皆様へ!

2020年4月1日改正のフロン排出抑制法により

機器の所有者・管理者の義務が強化されています。

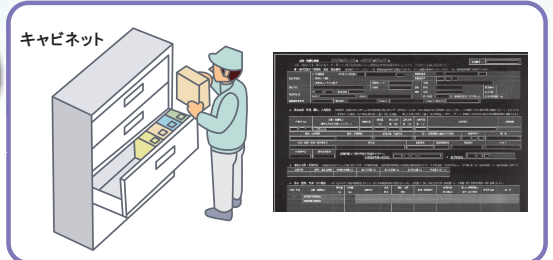
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器(第一種特定製品)の所有者・管理者には機器及びフロン類の適切な管理が義務づけられました。**適切に管理がされない場合は罰則が科せられます**のでご注意ください。

設置 の義務



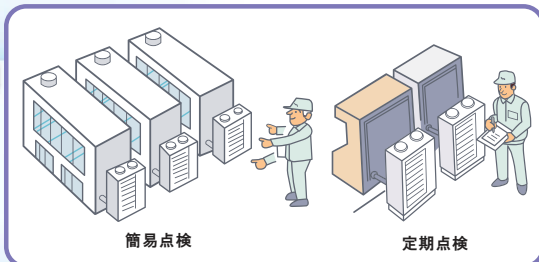
適切な専門業者の設計・施工により、機器を適切な場所に設置すること。設置後は環境の維持・保全を行う義務があります。

記録 の義務



適切な専門業者が機器の点検・修理・冷媒の充填・回収を行い、その履歴は製品毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿を保存する義務があります。

点検 の義務



全ての機器について簡易点検を実施する必要があります。さらに一定規模以上の機器については「冷媒フロン類取扱技術者」等の資格を持つ専門業者による定期点検を実施することが必要です。

報告 の義務



「第一種フロン類充填回収業者」から充填・回収証明書の交付を受け、漏えい量を算定して一定量以上の漏えいが発生した場合は毎年度の国への報告する義務があります。

修理 の義務



フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施する必要があります。修理しないでフロン類を充填することは原則禁止されています。
※フロン類を充填する場合、都道府県に登録された「第一種フロン類充填回収業者」へ委託する義務があります。

廃棄 の義務



不要となったフロン類の「回収依頼」、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担が必要です。
※フロン類を廃棄する場合、都道府県に登録された「第一種フロン類充填回収業者」へ委託する義務があります。

所有者・管理者様がすべき義務を当社が支援いたします。



第一種 フロン類充填回収業者
登録番号 12A002563



第一種 業務用冷凍空調機器
冷媒フロン類取扱技術者
技術者証番号 第 1-15-2-0405035 号

当社では左記の資格・認証を保有する技術者がおりますので安心してお任せ下さい。
お客様の不安な部分、負担軽減のご希望にしっかり対応いたします。

冷凍・冷蔵・空調の専門業者が、 お客様のご要望に最適なお提案を行い、 安定稼働とコストダウンにお応えします。

当社の事業



冷凍設備



冷蔵設備



空調設備



厨房設備



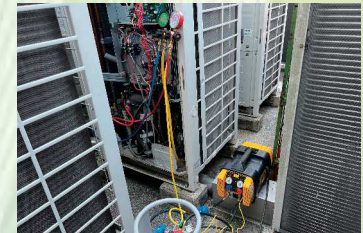
海水冷却設備



恒温恒湿設備



クリーンルーム設備

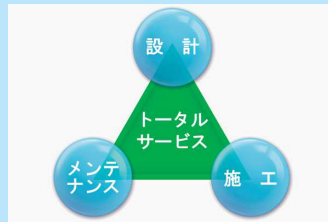


フロン類充填・回収・点検

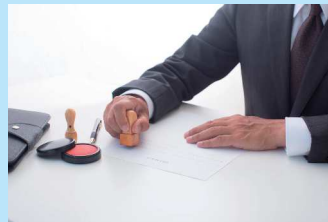
当社の特長



お客様に最適なお提案



トータルサービス



許認可を持つ専門業者



地域密着型の営業

会社概要

- 社名
- 代表者
- 設立
- 所在地
- 事業内容

有限会社ティーアールケイ長生
取締役 小宮山 新一郎
2000年（平成12年）4月4日
〒299-4344 千葉県長生郡長生村曾根344-1

- ▶以下の業務用冷凍・冷蔵・空調設備・機器の設計・施工・メンテナンスを行っております。
 - 冷凍・冷蔵設備
 - 空調設備
 - 厨房機器設備
 - 海水冷却装置
 - 恒温恒湿装置
 - クリーンルーム
- ▶フロン類取扱事業者としてサービスを提供しております。
 - フロン充填・回収・点検

- 許可・登録

- 千葉県知事許可（般-12）第39188号
- 第1種フロン類回収業者 12A002563
- 冷媒回収事業所 120135
- 第一種業務用冷凍空調機器 冷媒フロン類取扱技術者 第1-15-2-0405035号

当社は千葉県長生村で、業務用の冷凍・冷蔵・空調設備などの設計・施工・メンテナンスまでの一貫サービスを提供する会社です。設備機器メーカーに囚われず、お客様に最適な設備の提案をすることをモットーに、地域密着型でお客様が頼れる専門業者であることを心掛けております。そして事業を通じて「子どもたち」が安心して暮らせる環境づくりのために貢献します。



取締役 小宮山 新一郎



有限会社
ティーアールケイ長生

〒299-4344 千葉県長生郡長生村曾根 344-1
☎ 0475-32-4738 ✉ info@trkchosei.com

公式サイトはこちらで検索！

TRK 長生

検索